

そのトラブル スマホで解決！ 民間総合調停センター

全国の各弁護士会で〇〇紛争解決センターといった名称でADR機関(弁護士会ADR)を設置していますが、大阪では、**弁護士会が、各士業団体、自治体に呼び掛けをし、協働してADR機関を運営**しています。

その結果、下記のとおり**多数の各種専門家が和解あっせん人候補者**となっており、あらゆる民事紛争に対応できる体制となっています。申立てがあれば下記候補者から**弁護士1人以上を含む和解あっせん人3人が選任**されます。

一事件につき下記候補者から3人の和解あっせん人が選任されます。

| | | | |
|----------|--------|---------|-------|
| 弁護士 | … 232人 | 社会保険労務士 | … 11人 |
| 司法書士 | … 33人 | 公認会計士 | … 15人 |
| 土地家屋調査士 | … 7人 | 税理士 | … 9人 |
| 不動産鑑定士 | … 23人 | 消費生活相談員 | … 26人 |
| 宅地建物取引士 | … 44人 | 医師 | … 14人 |
| マンション管理士 | … 5人 | 歯科医師 | … 3人 |
| 一級建築士 | … 21人 | 臨床心理士 | … 15人 |
| 社会福祉士 | … 4人 | 学 | 者… 4人 |

民間総合調停センターとは？

「民調」(みんちょう)とい
います。裁判外紛争解決手
続の利用の促進に関する法
律(ADR促進法)に基づき、
**法務大臣の認証を受けた認
証紛争解決機関**です。



一方、和解あっせん人3人が選任されながら、**申立手数料は1件1万円、成立手数料も解
決額に応じて1万5千円～、期日手数料はありません**ので、低費用となっています。

代理人として「民調」を利用いただくのはもちろん、**本人申立ても可能**ですので法律相談等
ご案内ください。

なお、**相手方の応諾率は63.6%**、不応諾事案を除く応諾事案の**和解成立率は51.5%**、不応諾事
案を含めても**32.8%**です。2022年4月からは**Zoom**または**Skype**による**オンライン期日開催も
可能**になりました。

民調のホームページには、申立書の書式や記載例、和解あっせん人候補者の名簿などもありま
すので、ぜひご覧ください。

<https://www.minkanchoitei.or.jp>



QRコードで
簡単アクセス！

公益社団法人民間総合調停センター

06-6364-7644

お問合せ時間
平日(午前9時～午後5時)
※正午～午後1時は除く

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館1F



かいつばめ
アドル(ADR)